

JFS-C 認証組織の TQF L1 相互承認に関する規定	発行日 2023-07-11	文書番号 PR_301_10_R01_ja
	改定日 2024-02-08	改定番号 R01

## JFS-C 認証組織の TQF L1 相互承認に関する規程

### 1. 目的

この文書は、JFS-C 規格を認証取得した日本国内の食品事業者が、台湾への食品輸出を前提とし、JFS-C 規格の相互承認規格である台湾優良食品發展協會（以下、TQFA：<https://www.tqf.org.tw/>）が運用する TQF Level 1 食品安全マネジメント規格（以下、TQF L1 という）の相互承認取得を希望する場合に、実施必要な運用ルール及び手順について規定する。

### 2. 責任

食品安全マネジメント協会（以下、JFSM）及び TQFA は、上記食品事業者が本規定に基づいて公式に申請してきた場合に、以下の運用ルール及び手順に基づいて速やかに対応を実施する責任がある。

### 3. 適用

本規程は、JFS-C 規格を認証取得し、且つ TQF L1 規格の相互承認取得を希望する食品事業者、ならびに JFSM 及び TQFA に適用する。

### 4. 運用

運用ルール及び手順は、以下の通り。

#### 1) 応募資格

- (1) 申請者は、現在 JFS-C 認証を受けた組織であること。
- (2) 上記申請者は認証停止処分を受けていないこと。

#### 2) 申請要件

- (1) 申請者は「JFS-C 認証組織 TQF L1 承認申請書」に記入する必要がある。
- (2) 申請者は有効な日本語及び英語の JFS-C 認証書を提出する必要がある。

#### 3) 申請の受付

- (1) JFSM は申請書受領後 20 営業日以内に書類審査を実施する。
- (2) 申請書に不備があった場合、JFSM は申請者に補足書類を提出するよう通知する。  
申請者は通知を受け取ってから 20 営業日以内に補足書類を提出する必要がある。申請者が合意された期限内に要求されたすべての書類を提出しなかった場合、申請は中止される。  
申請者が要求されたすべての書類を提出するのに必要な日数は、3) (1) 項で定義される JFSM の審査期間に考慮される。

#### 4) サンプル検査

- (1) 申請書類の書類審査に不備がなければ、申請者にその旨を連絡し、製品のサンプル検査に移行する。  
5) サンプル検査手順を参照のこと。
- (2) 製品タイプを特定するためのサンプルサイズ：それぞれの製品タイプに対し、推定輸入製品総数の 1% とする。  
※付属書  
1 のサンプル検査の計算例（参考）を参照の事。
- (3) 申請者が、サンプル検査を実施する外部検査機関を指定する場合は、ISO17025 認定または ISO17025 同等の認定を取得している必要がある。  
申請者が指定外部検査機関を持たない場合は、JFSM が上記の要件を満たした外部検査機関を検査機関として指定することが出来る。

JFS-C 認証組織の TQF L1 相互承認に関する規定	発行日 2023-07-11	文書番号 PR_301_10_R01_ja
	改定日 2024-02-08	改定番号 R01

(4) 製品検査には、微生物及び化学分析のために台湾の衛生福利部が指定した 3 つの検査項目が含まれる。

以下の条文は台湾の食品安全関連法規であり、これらの法規から 3 つの検査項目を選択する必要がある。(対象となる 3 つの検査項目は、以下の基準に基づき微生物/重金属/マイコトキシン/他の混入物・毒素/放射性物質/残留農薬のうちから任意に選択できる)

① 食品中の微生物に関する衛生基準:

<https://law.moj.gov.tw/ENG/LawClass/LawAll.aspx?pcode=L0040142>

② 食品中の汚染物質および毒素に関する衛生基準:

<https://law.moj.gov.tw/ENG/LawClass/LawAll.aspx?pcode=L0040138>

③ 食品中の放射性物質に関する基準

<https://law.moj.gov.tw/ENG/LawClass/LawAll.aspx?pcode=L0040079>

④ 食品中の残留農薬に関する基準

<https://law.moj.gov.tw/ENG/LawClass/LawAll.aspx?pcode=L0040083>

※付属書 2 のサンプリング検査の試験項目 (参考) を参照の事。

(5) 製品数量: 製品サンプルの量は、完全包装された製品の正味重量に基づいて決定される。200 グラムまたはミリリットル未満の製品の場合は 6 サンプル/201 グラムから 500 グラムまたはミリリットルまでの製品のサンプルは 4 サンプル/501 グラムまたはミリリットル以上の製品の場合は 3 サンプルとなる。

(6) 実際の製品サンプリングと分析に先立って、食品事業者は JFSM に試験項目、分析方法、そして ISO17025 相当の外部検査機関名を通知する必要がある。JFSM は TQF L1 要件への準拠を検証する。

## 5) サンプリング検査手順

### (1) サンプリング検査方法

① 食品事業者は台湾に輸出する製品のリスト及びそのロット番号を JFSM に提示する。

② JFSM は輸出品目リストに基づいてサンプリング品目を決定する。

③ 食品事業者と JFSM はサンプルとなる製品名とロット番号を記録する。

④ 食品事業者は、食品事業者が契約した ISO17025 認定機関、または ISO17025 と同等の規格で認められた検査機関にサンプル製品を送付する。

⑤ 食品事業者は試験報告書を JFSM に提出する。試験報告書は英文にて記載が望ましい。(検査料金: 食品事業者負担)

(2) 検査結果が指定された基準を満たしていない場合、JFSM は検査報告書の受領後 20 営業日以内に書面で是正措置を提出するよう食品事業者に通知する。JFSM が是正措置を確認した後、食品事業者は再度サンプリング検査を実施することが可能となる。(“4) サンプリング検査ガイドライン”を参照)

## 6) デスクトップレビュー

JFSM は上記書類審査とサンプリング検査の結果が要件を満たすと判断した場合、これらの書類を TQFA に提出する。TQFA は書類の受領後 20 営業日以内に、書類審査を行い承認の判定を行う責任を負う。

## 7) 承認の決定

(1) TQFA は承認の判定結果を JFSM に通知し、JFSM は申請者にその結果を連絡するための調整を行う。

(2) 承認された申請者は TQFA 公式サイトに登録し、TQF L1 登録番号を取得する。

(3) 申請者が承認不可と判断された場合、TQFA はまず JFSM に対して書面による説明を行い、その後 JFSM が申請者に対して書面による説明を行う。

JFS-C 認証組織の TQF L1 相互承認に関する規定	発行日 2023-07-11	文書番号 PR_301_10_R01_ja
	改定日 2024-02-08	改定番号 R01

(4) 相互承認の有効期間は、承認決定日から1年間。または JFS-C 認証の有効期間が1年未満の場合は JFS-C 認証の有効期限が適用される。

8) 証明書の発行

TQFA の承認後、申請者からの年間登録料金（付属書 3 参照）の入金確認を経て証明書の発行を行う。

相互承認の資格を維持するには、食品事業者は年次サーベイランス審査を受け入れる必要がある。

サンプリング検査は、12 か月の相互承認が期限切れになる少なくとも 3 か月前に実施する必要がある。（” 4） サンプリング検査ガイドライン “を参照）

9) 相互承認特典

相互承認を受けた組織は、付属書 4 に示す特典を受けることができる。

以上

JFS-C 認証組織の TQF L1 相互承認に関する規定	発行日 2023-07-11	文書番号 PR_301_10_R01_ja
	改定日 2024-02-08	改定番号 R01

付属書 1 :

#### 4. サンプルングガイドラインの計算例 (参考)

食品事業者が 3 つのフレーバーの飲料を合計 10,000 本輸出したい場合 :

(フレーバー A (500ml): 1,000 本、フレーバー B (500ml): 3,000 本、フレーバー C (1,000ml): 6,000 本)。

- **サンプルングサイズ** : 3 つの異なるフレーバーから  $1\% = 0.01 \times 3 = 0.03$  (1 に繰り上げ)、従って 1 つのフレーバーをサンプルングする必要がある。
- **製品数量** : フレーバー A を例にとると、ボトルあたり 500 ml であるため、微生物および化学分析のために同じロット番号のフレーバー A を 4 本サンプルングする必要がある。

JFS-C 認証組織の TQF L1 相互承認に関する規定	発行日 2023-07-11	文書番号 PR_301_10_R01_ja
	改定日 2024-02-08	改定番号 R01

付属書 2 :

#### 4. サンプルリングガイドラインの試験項目例 (参考)

飲料を例にとると、微生物（培地コロニー数や大腸菌群など）から2つと化学分析（カフェインなど）から1つ、またはその逆になる可能性がある。

TQFA では、相互承認の分析手法として、AOAC、日本の厚生労働省監修の食品衛生検査指針、台湾衛生福利部作成の食品中微生物衛生標準や食品中汚染物質及毒素衛生標準など、世界的に認知されている公的分析手法を採用している。

JFS-C 認証組織の TQF L1 相互承認に関する規定	発行日 2023-07-11	文書番号 PR_301_10_R01_ja
	改定日 2024-02-08	改定番号 R01

付属書 3 :

### 年間登録料金

年間登録料金については以下の通り。

	TQFA (税込み)	JFSM (税込み)	合計 (税込み)
初年度	¥39,600	¥0	¥39,600
2年目以降	¥39,600	¥37,400	¥77,000

JFS-C 認証組織の TQF L1 相互承認に関する規定	発行日 2023-07-11	文書番号 PR_301_10_R01_ja
	改定日 2024-02-08	改定番号 R01

#### 付属書 4 :

##### 相互承認組織への特典

相互承認を受けた組織に対し、以下の特典が提供される。

1. TQFA 又は JFSM が参加する食品関連の展示会において、追加料金なしに優先的に展示・宣伝を行うことができる。
2. TQFA 又は JFSM が行うビジネスマッチングイベントに、特別料金で参加することができる。
3. 要望に応じて、TQFA により以下のサービスが提供される。
  - 1) 無料サービス
    - ・ 台湾の食品関連法令の情報
    - ・ TQFA のニューズレターの購読
    - ・ TQFA 会員イベントへの参加
  - 2) 有料サービス：特別料金により提供される。特に指定がない限り、基本的に 20%の割引が適用される。
    - ・ 食品事業者向けの専門的なトレーニングコース
    - ・ 食品産業に関連する試験サービス
    - ・ 台湾における食品表示の技術的サポート
    - ・ その他、食品産業における技術的サポート
4. 要望に応じて、JFSM により以下の無料サービスが提供される。
  - ・ JFSM 会員通信の購読
  - ・ JFSM 会員報告会への参加及びアーカイブ視聴サービス
  - ・ JFSM ニューズレターの購読

JFS-C 認証組織の TQF L1 相互承認に関する規定	発行日 2023-07-11	文書番号 PR_301_10_R01_ja
	改定日 2024-02-08	改定番号 R01

改 版 (Version)	発行日 (Issue Date)	改定履歴 (Revision History)
R00	2023-07-11	初版
R01	2024-02-08	付属書 4 相互承認組織への特典の追記